

平成 26 年度の主な「母子保健・児童福祉」事業の概要について

◆基本目標 1 親子の心身の健康確保

行動計画施策	事業概要
施策 101 妊産婦保健の充実	<p>＜妊婦健康診査の実施＞ 妊婦一般健康診査 14 回（子宮頸がん検査・クラミジア検査含む）および妊婦歯科健康診査を実施し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>＜妊産婦に対する支援＞ 26 年度よりスタートした秋田県産婦人科医会（学会）の「妊娠中からの子育て支援事業」の活用等により、若年妊婦や妊娠届の遅い妊婦など、支援の必要な妊産婦を早期に把握し、引き続き、母子の心身の健康確保および養育支援を行います。</p>
施策 102 乳幼児保健の充実	<p>＜幼児発達支援事業＞ 3 歳児健診後の行動発達面の問題に対する支援として 25 年度から取り組んでいる「幼児発達支援事業」について、26 年度は、幼児発達記録票（キッズ・ステップノート）の活用を、市内保育所（園）に加え、5 施設程度の幼稚園へ拡大し試行的に実施します。 4 歳児（年中児）約 1,500 人を対象に、幼児発達記録票の活用を進めるとともに、事後支援として臨床心理士による保育所（園）や幼稚園への巡回相談、面接や電話による発達相談を実施します。 また、発達の気になる幼児に対する支援が継続して行われるよう、引き続き、教育・医療・福祉部門等の関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>＜乳幼児健康診査事後指導＞ 乳幼児健診未受診家庭の早期発見および対応について、国の動向に即し、現行体制の強化に努めます。 また、幼児発達支援事業の一環である 3 歳児健診時の臨床心理士等による相談の充実を図るほか、「経過観察クリニック」「養育指導教室」ならびに教育研究所と連携した「養育指導教室 O B 会」等幼児健康診査の事後指導を継続して実施します。</p>

行動計画施策	事業概要
<p>施策102 乳幼児保健の充実</p>	<p><むし歯予防対策事業> 2歳児から5歳児を対象とした「幼児フッ化物塗布事業」については、特に4歳児のPR強化により、受診率向上に努めます。 また、引き続き、歯科医や歯科衛生士によるむし歯予防教室等を実施し、保護者の意識啓発を図るほか、1歳6か月児健診後の事後指導教室等、むし歯のリスクの高い幼児に対する指導強化に努めます。</p> <p><こんにちは赤ちゃん訪問事業> 生後4か月までの乳児のいる家庭へ助産師や保健師が訪問を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」については、より多くの家庭に利用してもらうようPR強化に努めるほか、支援の必要な家庭に対しては関係機関との連携により適切な支援を行います。</p>
<p>施策104 小児医療等体制の整備</p>	<p><特定不妊治療費助成事業> 特定不妊治療を指定医療機関で行った夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 助成内容は、国の制度に一部市の上乗せ助成を行い、限度額を1回の治療につき20万円まで、回数は40歳未満の新規のかたは通算9回まで、それ以外のかたは年3回までとして実施します。</p>
<p>施策105 食育の充実 ①子どもを産み育てるための食育の充実</p>	<p><妊婦・乳幼児の食に関する事業> 妊婦や乳幼児を対象に、「マタニティ食生活講座」や「離乳食教室」および「幼児食教室」を実施し、望ましい食習慣や生活習慣が確立できるよう支援します。 26年度は、幼児食教室の回数を増やし、幼児健康診査後の栄養指導の強化を図るほか、より多くの妊婦の参加を促すためマタニティ食生活講座に愛称を設ける等PR強化に努めます。</p>
<p>施策106 児童虐待防止対策の充実</p>	<p><要保護児童対策地域協議会> 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会のより一層の充実を図り、虐待防止機能の強化に努めるとともに児童虐待の防止に関する市民の意識啓発を図ります。</p> <p><養育支援訪問事業> 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する具体的な指導、助言等を行うことにより、適切な養育環境を確保し、児童虐待の未然防止を図ります。</p>

◆基本目標 2 地域の子育ての支援

行動計画施策	事業概要
<p>施策201 多様な保育ニーズへの対応</p>	<p><延長保育事業> 57施設全ての認可保育所での実施を予定しており、引き続き保護者の就労時間等による保育時間の延長の需要に対応していきます。</p> <p><休日保育事業> 地域の中核施設として、6施設において実施し、日曜、祝日に勤務がある子育て家庭への支援充実を図ります。</p>
<p>施策204 子育て支援サービスの充実</p>	<p><在宅子育てサポート事業> 5つのプラン（NPO企画の日帰り遠足の参加、一時保育利用料補助、絵本との引換、家族写真の利用料補助、公共施設の利用料補助および年間パスポート券交付）を実施し、より保護者ニーズに沿った利用しやすい事業の構築を図ります。</p> <p><地域子育て支援拠点事業> 子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、子育て支援情報の収集・提供に努め、子育ての相談や講習会等子育て全般に関する専門的な支援を実施します。さらに、地域のネットワークや支援活動を行う団体や市民ボランティアと協働して地域に出向いた支援活動を実施します。 また、西部、北部、河辺、雄和、南部の各市民サービスセンターの子育て交流ひろばと連携を図り、地域における子育て支援活動が充実するよう取り組みます。</p> <p><地域子育て支援ネットワーク事業> 地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による子育て支援活動を継続できるように支援するため、東部・中央地域において、地域の子育て支援団体、保育所や幼稚園等子育ての関係者等を代表とする連絡会議や支援者研修会を開催するほか、子育て支援活動を協働して実施します。 さらに、西部、北部、河辺、雄和、南部、東部および中央の各地域の代表者等で組織する地域子育て支援ネットワーク連絡会代表者会議を開催するとともに、全地域を対象にした研修会を開催し、地域間の情報交換を進めます。</p> <p><ファミリー・サポート・センター事業> 地域において子育ての援助を行いたい人（協力会員）および援助を受けたい人（利用会員）を組織化し、市民相互の援助活動を行うことにより、仕事を持つ母親等が働きながら安心して子育てができるような環境づくりに資するとともに、地域において子育て機能の充実を図ります。 さらに、病児の預かりおよび急な残業や出張等にも対応するため、早朝・夜間の預かりや宿泊を伴う預かりも行います。 また、ファミリー・サポート・センターの利用料に対し半額の助成を行い、利用者の経済的負担を軽減します。</p>

行動計画施策	事業概要
<p>施策205 放課後児童対策の充実</p>	<p><放課後児童健全育成事業> 日中保護者のいない家庭の児童を放課後に受け入れ、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を行います。(放課後児童クラブ) 26年度は父母の会、個人、社会福祉法人等の運営する36の放課後児童クラブに事業を委託します。</p> <p><放課後子ども教室推進事業> 放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供し、安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。 26年度は、44の児童館等で事業を実施します。</p> <p><児童厚生施設整備事業> 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりのため、全小学校区に児童館等を整備します。 26年度は、下浜小学校内に児童室を整備することにより、1小学校区に1施設の目標が達成します。</p>

◆基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

行動計画施策	事業概要
<p>施策403 多様な働き方に対応した子育て支援</p>	<p><多様な保育サービスの提供> 基本目標2・施策201の項の事業概要欄に同じ</p> <p><ファミリー・サポート・センター事業> 基本目標2・施策204の項の事業概要欄に同じ</p>
<p>施策407 社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり</p>	<p><地域子育て支援ネットワーク事業> 基本目標2・施策204の項の事業概要欄に同じ</p>